

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第63号 令和4年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘要
第1条の歳出中 2款 総務費 8款 土木費 10款 教育費	1項 総務管理費 全部 全部	

○歳入 第1条中の歳入予算の補正及び第2条地方債の補正

議案第79号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(令和3年度八戸市一般会計補正予算の処分)

議案第80号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分)

議案第67号 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

● その他

- ・ 議会ふれあいミーティングへの出席委員について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 地域プロスポーツ観戦促進支援事業補助金について
- 2 新井田公園テニスコート増設等工事(その2)請負契約の締結について
- 3 第74回八戸市総合体育大会について
- 4 修学旅行企画変更等対策事業について
- 5 学校給食用食材費補填事業等について
- 6 指定無形民俗文化財保存団体への支援事業について

議案第80号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分（公布）年月日 令和4年3月31日

1 改正の理由

令和4年度税制改正における地方税法等の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《固定資産税》

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とするもの。（市税条例附則第10条関係）

(2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による固定資産の課税標準の特例について、条例で定める割合を次のとおりとするもの。（市税条例附則第8条の2関係）

- ・ 公害防止用設備に係る特例措置のうち、下水道除害施設に関する特例について、特例率を3/4から4/5とするもの。

《その他》

条項ずれ等所要の改正をするもの。

3 施行期日 令和4年4月1日

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額の引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

○介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	171,650 円	171,650 円
	随時介護を受けている場合	85,780 円	85,780 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	73,090 円	75,290 円
	随時介護を受けている場合	36,500 円	37,600 円

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

ただし、上記改正後の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。（改正附則第2項）

議案第66号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議を設置するとともに、多文化都市八戸推進懇談会の名称をはちのへ文化のまちづくりアドバイザーボードへ変更するほか、総合計画等推進市民委員会の担任する事務に政策公約の取組状況の評価に関する事項を追加し、市政評価委員会を廃止するためのものである。

2 改正の内容

(1) 八戸市附属機関設置条例

① 新設する附属機関

名称	担任する事務
八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議	(1) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る重要な事項の調査審議に関すること。 (2) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る調査に関し必要な事項について意見を述べること。

② 一部改正する附属機関

	名称	担任する事務
改正後	はちのへ文化のまちづくりアドバイザーボード	はちのへ文化のまちづくりプランの実施状況の調査審議に関すること。
改正前	多文化都市八戸推進懇談会	多文化都市の推進に関する施策の総合的な計画の策定及び実施内容の調査等に関すること。
改正後	八戸市総合計画等推進市民委員会	(1) 総合計画の実施状況の調査審議に関すること。 (2) 総合計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。 (3) 八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関すること。 (4) 市長が掲げる政策公約の取組状況について評価をし、意見を述べること。
改正前	八戸市総合計画等推進市民委員会	(1) 総合計画の実施状況の調査審議に関すること。 (2) 総合計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。 (3) 八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関すること。

③ 廃止する附属機関

名称	担任する事務
八戸市市政評価委員会	市長マニフェストの達成状況の評価に関すること。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

3 施行期日

令和4年7月1日

地域プロスポーツ観戦促進支援事業補助金について

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、観戦者数の減少が著しい地域プロスポーツチームのホームゲームの観戦を促進するとともに、地域プロスポーツを観る文化の醸成を図り、ひいては、地域プロスポーツの観戦を通じた地域経済の活性化を推進するため、必要な広告宣伝に要する経費に対して補助金を交付するもの。

2 補助対象となる地域プロスポーツチーム

- (1) 東北フリーブレイズ（アジアリーグアイスホッケー）
- (2) ヴァンラーレ八戸FC（J3リーグ）
- (3) 青森ワッツ（B2リーグ）
- (4) HACHINOHE DIME（3x3.EXE PREMIER）

3 補助事業の内容

地域プロスポーツチームの広告宣伝に要する経費に対して補助金を交付するものであり、補助率1/2以内、上限100千円/ホームゲーム・節。

（チーム毎の補助事業の内容）

チーム名	節数	上限額/節	補助上限額	備考
東北フリーブレイズ	8	100千円	800千円	8節16試合
ヴァンラーレ八戸FC	17	100千円	1,700千円	17節17試合
青森ワッツ	2	100千円	200千円	2節4試合
HACHINOHE DIME	2	100千円	200千円	2節
合計	29	100千円	2,900千円	

参考：チーム毎の平均観戦者数の推移（平成29年～令和3年）

単位 人

チーム名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
東北フリーブレイズ	1,088	1,115	1,108	681	657
ヴァンラーレ八戸FC	2,106	2,208	1,760	666	1,137
青森ワッツ	1,640	1,367	1,504	667	605

※青森ワッツは八戸市内開催分の平均観戦者数を記載

新井田公園テニスコート増設等工事（その2）請負契約の締結について

- 1 工 事 名 新井田公園テニスコート増設等工事（その2）

- 2 工 事 場 所 新井田公園テニスコート
 （八戸市新井田西四丁目地内）

- 3 工 事 概 要 コート舗装（人工クレイ舗装）工及びコート施設整備工等一式

- 4 工 期 契約締結の翌日から令和5年3月24日まで

- 5 契 約 額 141,654,700円
 （うち消費税及び地方消費税の額12,877,700円）

- 6 契 約 者 八戸市小中野八丁目3番4号
 株式会社高橋工務店
 代表取締役 高橋 勢治

参考：新井田公園テニスコート増設等工事について

1 工事の概要

新井田公園内の既設のクレイコート6面を人工クレイコートに改修するとともに、コート2面、照明設備及び管理棟を整備するもの。

2 予算額（令和2年度から4年度までの継続費）

単位：千円

年度	事業費	財源		
		国庫(社会資本整備総合交付金)	市債	一般財源
令和2年度	200,000	100,000	100,000	0
令和3年度	200,000	100,000	90,000	10,000
令和4年度	0	0	0	0
合計	400,000	200,000	190,000	10,000

3 実施済・中の工種

(1) 増設等工事

工期	令和3年5月13日～令和4年3月31日
契約者	中当建設株式会社（八戸市大字田向字向平12番地1）
契約額	119,713,000円（うち消費税及び地方消費税の額10,883,000円）

(2) 電気設備工事

工期	令和3年7月31日～令和4年3月25日
契約者	株式会社京谷電気（八戸市北白山台二丁目8番23号）
契約額	96,030,000円（うち消費税及び地方消費税の額8,730,000円）

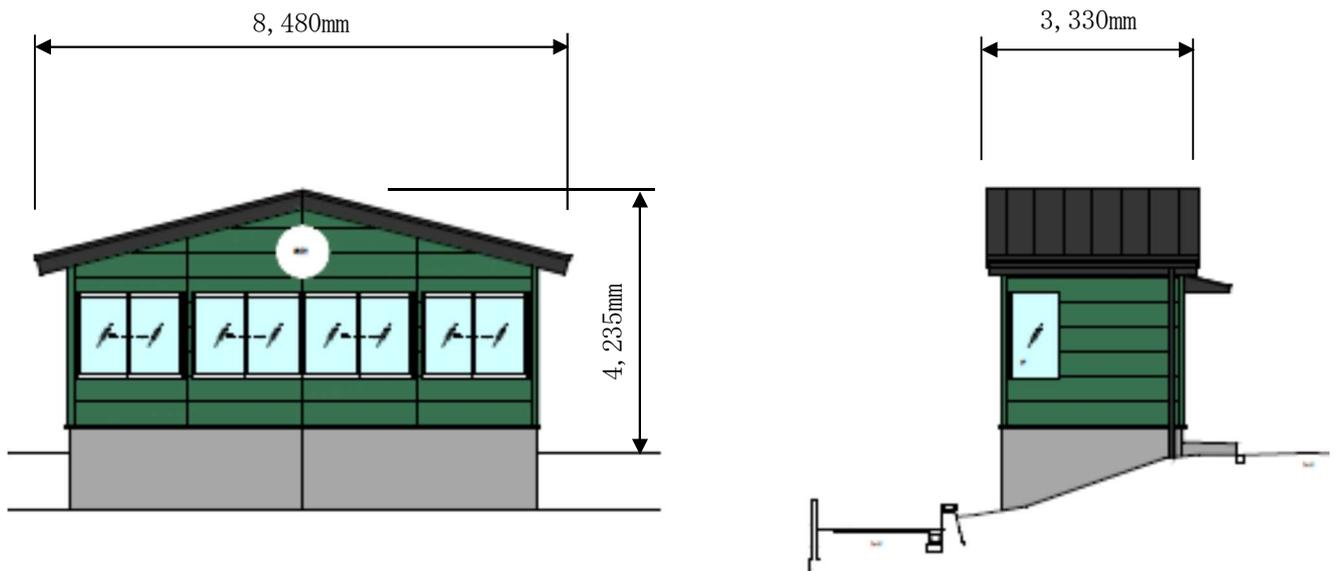
(3) 管理棟建築工事

工期	令和4年3月29日～令和4年7月26日
契約者	有限会社マルキ佐々木工務所（八戸市白銀一丁目6番地19）
契約額	13,420,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,220,000円）

新井田公園テニスコート 完成イメージ



管理棟イメージ



第74回八戸市総合体育大会について

1 大会の開催方法

令和4年10月に開催を予定している第74回八戸市総合体育大会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、全競技の実施が困難であることから、八戸市スポーツ大会として、実施可能な競技だけを競技別に開催することとする。

2 競技別開催に至る経緯

市内競技団体（15競技団体）及び地区体育振興会等（28地区）に対する開催に関するアンケート調査結果を参考に、市とともに大会の主催者となる八戸市スポーツ協会の第2回常任理事会（令和4年6月1日開催）において協議し、競技の中には、実施できない旨回答している競技団体もあり、また、地区の中にも、参加できない旨回答している地区体育振興会等もあることから、その結果を踏まえ、総合得点を競わない競技別開催とすることを決定したものの。

また、地区の参加については、7月中旬を目途に、その可否について、回答をいただく意向。

3 市内競技団体及び地区体育振興会等に対するアンケート調査の概要

(1) 実施期間 令和4年4月27日（水）～5月18日（水）

(2) 結果の概要

・市内競技団体 15 団体

実施可能	実施できない	どちらともいえない
10	2	3

・地区体育振興会等 28 地区

参加可能	参加できない	どちらともいえない
14	6	8

4 実施予定の競技

実施予定の12競技は次のとおりであり、参加地区数が、競技団体の求める地区数の下限に達しない場合や市内の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては競技を実施しないものとする。

サッカー（6地区以上）、ソフトボール女（5地区以上）、バスケットボール男女（4地区以上）、軟式野球（2地区以上）、バレーボール男女（2地区以上）、ソフトテニス（2地区以上）、卓球（2地区以上）、剣道（2地区以上）、バドミントン（2地区以上）、陸上競技（1地区以上）、水泳（1地区以上）、パークゴルフ（1地区以上）

※()内は競技実施の際の地区数の下限

5 八戸市スポーツ大会の概要

(1) 主催 八戸市・八戸市スポーツ協会

(2) 期日 令和4年10月1日(土)～2日(日)、8日(土)～10日(月)

(3) 競技方法

競技別地区対抗とし、順位も競技毎とする。

(地区名)

三八城、吹上、柏崎、長者、中居林、小中野、湊、白銀、鮫、根城、是川、館、上長、市川、旭ヶ丘、豊崎、田面木、下長、根岸、大館、高館、江陽、多賀台、町畑、南浜、湊高台、南郷、白山台

6 参加資格

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会の認めるアマチュア競技者。

(2) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生、生徒及び児童は参加できない。ただし、勤労を生活の主としている者で、大学、短期大学において夜間授業を行う学部、通信による教育を行う学部等に在籍、または、高等学校において定時制・通信制の課程を履修している者はこの限りではない。

(3) 参加する競技者は、競技開始3か月前に市に住民登録をしている者。

(4) 年齢制限のある種目については、当該種目の競技開始日をもって起算。

修学旅行企画変更等対策事業について

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の小・中学校が令和4年度中に実施を予定していた修学旅行の中止、延期、方面変更等を行った場合に発生する経費について、補助金を交付することで、児童生徒の保護者等の負担軽減を図るもの。

2 事業の概要

修学旅行の中止、延期、方面変更等を行った市内の小・中学校に対し、次に掲げるとおり補助金を交付する。

区分	補助対象経費	補助金の額
1	企画料金取消料（修学旅行の取消料のうち企画料金に係るもの）	実支出相当額
2	学校が保護者等に対し1の補助金を支払うため、口座から金種を指定して出金する際に発生する金融機関手数料	実支出相当額 （上限額1,100円）

3 事業費

5,000千円（補助金）

財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用予定

学校給食用食材費補填事業等について

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症 及び コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策として、次の事業を行う。

No.	事業名	内容	事業費 (千円)
①	学校給食用食材費補填事業	学校給食の食材費の高騰分を補填し、学校給食の水準確保と保護者負担の抑制を図る。 ・補填：7月以降の学校給食費の1割相当額	70,000 <賄材料費>
②	学校給食臨時休校等補填事業	新型コロナウイルス感染症による臨時休校等の欠食分の学校給食費を補填し、保護者負担の抑制を図る。 ・補填：欠食 18,000食相当額	5,000 <賄材料費>
③	学校給食用燃料等支援事業	給食調理用の燃料費・電気料金の高騰分を補填する。 ・補填：燃料費 20,000千円 電気料金 5,000千円	25,000 <燃料費> <光熱水費>
		合計	100,000

2 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用予定

指定無形民俗文化財保存団体への支援事業について

1. 支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、指定無形民俗文化財団体の活動が制限され、各団体が収入の減少とともに後継者確保に苦慮していることから、団体が行う保存伝承に資する活動等に対し補助金を交付して支援するもの。

2. 支援先

国・県・市の無形民俗文化財に指定されている11団体

1	八戸三社大祭山車祭り行事保存会	5	中野神楽保存会	9	島守虎舞
2	鮫神楽保存会	6	大平大神楽保存会	10	島守駒踊り保存会
3	白銀四頭権現神楽保存会	7	泉清水えんぶり郷土芸能保存会	11	八太郎おしまこ保存会
4	八戸藩伝神道無念流居合保存会	8	島守小学校神楽クラブ		

3. 支援の内容

(1) 対象となる経費

- ① 用具等の保存修理及び新調に要する経費
- ② 文化財の保存伝承及び上演等の公開活用に要する経費
- ③ 新型コロナウイルス対策等、事業執行のために特に必要と認める経費

(2) 補助率

上記の補助対象経費に相当する額または上限額100千円のいずれか低い額

4. 事業額

1,100千円 (@100,000円×11団体)

5. その他

八戸三社大祭の行列に参加している指定無形民俗文化財団体である「八戸騎馬打毬会」・「高館駒踊保存会」・「竈神社法霊神楽保存会」・「八戸徒打毬会」の4団体への支援については、「八戸三社大祭郷土芸能団体支援事業」(観光課所管)において別途予算措置する予定。